

議員発案第 1 号

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書」を提出するものとする。

平成22年3月19日 提出

提出者 三条市議会議員 原 茂 之

賛成者 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書

民主党がさきの総選挙で掲げたマニフェストに掲載されていない永住外国人への地方参政権の付与について、今通常国会において法制化を図るという動きが見られている。

しかしながら、日本国憲法第15条第1項において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、第93条第2項において「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定している。さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上疑義があると言わざるを得ない。

また、地方参政権を議論するのであれば、当然のこととして地方の意見が重視されるべきものであり、国会において拙速に審議されるべき案件ではないことから、軽々に法案提出を表明することは厳に慎むべきである。

よって、国会並びに政府におかれては、永住外国人への地方参政権の付与について慎重に議論を重ねるとともに、地方の意見を十分に尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣